

令和5年3月27日

民泊制度運営システムを使用した電子申請の利用開始について（ご案内）

民泊制度運営システムにおける電子申請を利用した更新申請につきましては、令和5年3月28日（火）から可能となりますのでお知らせいたします。機能実装の遅れにより、3月16日（木）より電子申請が行えずご迷惑をお掛けいたしました。

なお、電子申請を利用した更新申請の手順につきましては、下記の操作手順書をご覧ください、申請いただきますようお願いいたします。

民泊制度運営システム操作手順書（更新申請にかかる手続きを反映したもの）

- 住宅宿泊管理業向け（「2-4 更新申請」P.23～）：
<https://www.mlit.go.jp/kankocho/minpaku/business/system/content/001596086.pdf>

- 住宅宿泊仲介業向け（「2-4 更新申請」P.21～）：
<https://www.mlit.go.jp/kankocho/minpaku/business/system/content/001596087.pdf>